

令和3年9月16日 建設経済委員会

建設経済部 都市計画課

## 議案説明資料

- 1 議案第47号 田川市平成筑豊鉄道経営安定化基金条例及び田川市  
バス路線維持・充実対策基金条例の一部改正について . . . P 1

議案第 47 号 田川市平成筑豊鉄道経営安定化基金条例及び田川市バス路線維持  
・充実対策基金条例の一部改正について

1 改正の理由

令和 3 年 3 月 31 日に失効した「過疎地域自立促進特別措置法（旧法）」に代わり、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）」が令和 3 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、「田川市平成筑豊鉄道経営安定化基金条例」及び「田川市バス路線維持・充実対策基金条例」の条文中の法律名を引用する部分について改正する必要が生じたものである。

2 改正の内容

- (1) 「過疎地域自立促進特別措置法」の失効により、引用する法律名を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改める。
- (2) 新法の施行に伴い「過疎地域自立促進計画」が「過疎地域持続的発展市町村計画」となったため、引用する計画名を改める。
- (3) 田川市バス路線維持・充実対策基金について、旧法失効後に処分を行っており、失効後においても基金を処分することができる経過措置を「田川市バス路線維持・充実対策基金条例」附則に追記する。
- (4) その他所要の規定整備

3 施行期日

施行期日は公布日とし、「田川市バス路線維持・充実対策基金条例」附則については、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

4 改正による影響及び効果

旧法の失効等により必要な改正を行うものであるため、本改正による市民への影響はない。

5 改正文

2 ページのとおり

6 新旧対照表

3、4 ページのとおり

田川市平成筑豊鉄道経営安定化基金条例及び田川市バス路線維持・充実対策  
基金条例の一部を改正する条例

(田川市平成筑豊鉄道経営安定化基金条例の一部改正)

第1条 田川市平成筑豊鉄道経営安定化基金条例（平成23年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成筑豊鉄道の維持及び確保すること」を「平成筑豊鉄道株式会社の維持及び確保」に、「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により定めた過疎地域自立促進計画」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により定める過疎地域持続的発展市町村計画」に改める。

(田川市バス路線維持・充実対策基金条例の一部改正)

第2条 田川市バス路線維持・充実対策基金条例（平成23年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により定めた過疎地域自立促進計画」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により定める過疎地域持続的発展市町村計画」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

(過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う経過措置)

2 市長は、旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の失効の日の翌日以後においても、同法第6条第1項の規定に基づき定めた過疎地域自立促進計画に掲げる事業に要する経費に充てるため、基金の一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の田川市バス路線維持・充実対策基金条例附則第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

○田川市平成筑豊鉄道経営安定化基金条例（平成23年条例第3号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>（設置）</p> <p>第1条 平成筑豊鉄道株式会社の経営の安定化を図り、住民の日常的な移動のための交通手段として平成筑豊鉄道株式会社の維持及び確保を目的とする事業（<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により定める過疎地域持続的発展市町村計画</u>に掲げる事業に限る。）に要する経費に充てるため、田川市平成筑豊鉄道経営安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 平成筑豊鉄道株式会社の経営の安定化を図り、住民の日常的な移動のための交通手段として平成筑豊鉄道の維持及び確保することを目的とする事業（<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により定められた過疎地域自立促進計画</u>に掲げる事業に限る。）に要する経費に充てるため、田川市平成筑豊鉄道経営安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

○田川市バス路線維持・充実対策基金条例（平成23年条例第4号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市のバス路線の維持及び充実に図り、住民の日常的な移動のための交通手段を確保することを目的とする事業（<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により定める過疎地域持続的発展市町村計画に掲げる事業に限る。</u>）に要する経費に充てるため、田川市バス路線維持・充実対策基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条から第7条まで (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （<u>過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う経過措置</u>）</p> <p>2 市長は、<u>旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の失効の日</u>の翌日以後においても、<u>同法第6条第1項の規定に基づき定めた過疎地域自立促進計画に掲げる事業に要する経費に充てるため、基金の一部を処分することができる。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市のバス路線の維持及び充実に図り、住民の日常的な移動のための交通手段を確保することを目的とする事業（<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により定めた過疎地域自立促進計画に掲げる事業に限る。</u>）に要する経費に充てるため、田川市バス路線維持・充実対策基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条から第7条まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>